

## IV 高知県個人情報保護条例等の主な改正の経過

### ● 制 定

平成13年3月27日 高知県個人情報保護条例の公布
平成13年10月1日 高知県個人情報保護条例の施行

### ● 改正等

改正時期等	主な改正点等
<b>1</b> 平成13年9月28日 制定 平成13年10月1日 施行 ※規則制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則</li> <li>・ 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則</li> </ul>
<b>2</b> 平成14年7月16日 改正 平成14年8月5日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高知県住民基本台帳法施行条例の制定に伴う改正</li> </ul>
<b>3</b> 平成15年 7月25日 改正 平成15年 8月 1日 施行 ※規則改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則により、写しの交付費用の引き下げ（白黒1枚10円、カラー1枚50円）</li> </ul>
<b>4</b> 平成15年12月26日 改正 平成15年12月26日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入に伴い、公の施設の管理を行う指定管理者に対し個人情報保護のための措置を義務付け</li> </ul>
<b>5</b> 平成16年12月28日 改正 平成17年 1月 1日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働組合法（昭和24年法律第174号）の一部改正により、地方労働委員会の名称が都道府県労働委員会に変更されたことに伴う用語の整理</li> </ul>
<b>6</b> 平成17年 3月29日 改正 平成17年 4月 1日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「議会」、「公安委員会」及び「警察本部長」が実施機関に加わる</li> <li>・ 罰則について規定</li> <li>・ 個人情報の存否を明らかにしない決定を規定</li> <li>・ 事案移送について規定</li> <li>・ 非開示規定（犯罪の予防、生命等の保護に関する情報）の改正            （第5号の内容を整理。人の生命、身体、財産等の保護に関する情報を第6号に追加し、第5号は犯罪の予防等に関する情報に限定した。その際、事務事業情報は第6号から第7号に変更。）</li> </ul>

改正時期等	主な改正点等
<p><b>7</b> 平成18年 3月10日 改正  <b>平成18年 4月 1日 施行</b>  <b>※規則改正</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第122号の答申を受け、公安委員会と知事が定める規則の整合性を図るため、規則第4条ただし書に、「高知県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則に定める者」の規定を追加</li> </ul>
<p><b>8</b> 平成19年 7月 2日 改正  <b>平成19年10月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非開示規定（個人に関する情報）の改正（「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、条文の中から「日本郵政公社」の文言を削除する。）</li> </ul>
<p><b>9</b> 平成20年10月21日 改正  <b>平成20年12月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非開示規定（個人に関する情報）の改正（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う一部改正）</li> </ul>
<p><b>10</b> 平成21年 3月27日 改正  <b>平成21年 4月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「県が設立した地方独立行政法人」が、実施機関に加わる</li> </ul>
<p><b>11</b> 平成27年 3月27日 改正  <b>平成27年 4月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非開示規定（個人に関する情報）の改正（独立行政法人通則法の改正に伴う改正）</li> </ul>
<p><b>12</b> 平成27年 7月17日 改正  <b>平成27年10月 5日 施行</b>  <b>平成28年 1月 1日 施行</b>  <b>平成29年 5月30日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「個人情報」の定義から除外していた「個人事業主の事業活動情報」及び「法人等の役員に関する情報」を加える</li> <li>・ 特定個人情報の取扱いに係る規定の追加（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う一部改正）</li> </ul>
<p><b>13</b> 平成27年10月5日 改正  <b>平成27年10月 5日 施行</b>  <b>平成28年 1月 1日 施行</b>  <b>※規則改正</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うための所要の改正</li> <li>・ 特定個人情報について、本人に代わって任意代理人が請求をするときの確認書類を追加</li> <li>・ 特定個人情報の開示に係る交付費用の免除申請書を追加</li> <li>・ 本人確認書類に個人番号カードを追加</li> <li>・ 「特定個人情報」を取り扱うことに伴い、登録簿や開示請求書等の既存様式を修正</li> </ul>
<p><b>14</b> 平成28年3月25日 改正  <b>平成28年 4月 1日 施行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政不服審査法の改正に伴う改正</li> <li>・ オンライン結合による提供に係る規定の改正（法令等に基づく場合は制度委員会への諮問を不要とした。）</li> </ul>

改正時期等	主な改正点等
<p><b>15</b> 平成29年3月24日 改正 平成29年 5月30日 施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法の改正により、条例に基づき特定個人情報 を照会・提供する場合における規定が整備さ れたことに伴い、条例・規則の規定を整理</li> </ul>
<p><b>16</b> 平成29年7月14日 改正 平成29年 9月 5日 施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護法改正を踏まえ、個人情報の定義 を明確化 (新たに個人識別符号の定義を定める(行政機 関個人情報保護法と同一の定義)) (センシティブ情報を「要配慮個人情報」と定 義)</li> <li>・ 個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針に関す る規定を削除 (個人情報保護法改正により、法の適用範囲が ほぼ全ての事業者に拡大されるとともに、指 針で定められた個人情報の取扱に関する内容 が、改正法及び「個人情報保護法ガイドライ ン」で網羅されたことによる)</li> </ul>
<p><b>17</b> 平成29年9月5日 改正 平成29年 9月 5日 施行 ※規則改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮個人情報のうち、実施機関が定める事項 について規則に定める (行政機関個人情報保護法の範囲に加え、本県に おいてセンシティブ情報として取り扱ってきた 「生活保護の受給の有無」「成年被後見人・被保 佐人・被補助人」を規定)</li> <li>・ 個人識別符号及び要配慮個人情報が定義された ことに伴い、個人情報取扱事務登録簿の様式を 改正</li> <li>・ 条例改正に伴い、事業者が取り扱う個人情報の 保護に関する規則にある指針の公表方法に関す る規定を削除</li> </ul>
<p><b>18</b> 平成31年3月22日 改正 平成31年 4月 1日 施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮個人情報の収集並びに個人情報の収集、 利用、提供に関する例外規定の追加 (事務事業の円滑な遂行や南海トラフ地震等災害 時の機動的な対応に向けた新たな仕組みづくり のため、規定を改正)</li> </ul>